

# 診療放射線技師の職能団体に必要とされる倫理綱領に関する検討

*The formulation of an ethics code for Japanese radiological technologists*

川村 拓<sup>1),2)</sup>, 武藤 裕衣<sup>1)</sup>, 平松 雅樹<sup>1)</sup>, 中西 左登志<sup>1)</sup>, 松浦 佳苗<sup>1)</sup>

1) 日本放射線技師教育学会 2) 群馬県立県民健康科学大学

**Key words:** Professional ethics, Code of ethics, medical professionals

## 【Abstract】

A code of ethics (COE) for professional organizations is a policy of compliance with ethical law. COEs exist for the Japan Association of Radiological Technologists (JART) and other medical professional associations. For this research, first, we investigated the COEs of other Japanese medical professions. Second, we investigated the COE of the International Society of Radiographers and Radiological Technologists (ISRT). Third, the COE program of the JART was compared to these other COEs. The purpose of this study required an investigation of the headings and details of the COE for JART.

Looking at the results for the other domestic medical professionals, these other COEs included codes of conduct for “Service and Contribution to Patients,” “Collaboration with other medical staff / Respect for Other Jobs,” “Occupational Responsibility/Social Contribution Obligations (Respect and maintaining patient privacy and confidentiality),” “Continuous learning / Vocational Development,” and “Responsibility,” and we found that these were also included in the JART COE. Other medical professionals stipulated compliance with laws in the COE or related guidelines. However, the JART COE did not stipulate any compliance, and subsequently, an additional investigation of the contents is necessary.

We also analyzed the COE defined by the ISRT. In their COE, there was a statement about respect, dignity, and the prohibition of discrimination based on race, culture, nationality, and social or ethnic origin, and so on. Considering globalization, JART also needs to consider additional content in their COE on discrimination within international radiology technology in the future.

**キーワード:** 職業倫理, 倫理綱領, 医療関連職種

## 【要旨】

本調査研究では、他医療職種の倫理綱領、海外の状況を調査し、日本診療放射線技師会に必要とされる倫理綱領を調査することを目的とする。

他医療職種では、患者への奉仕・貢献、チーム医療・他職種尊重・職業責任義務・自己研鑽・職業発展性・説明責任などの文言が含まれていた。一方で、法令遵守も他医療職種の綱領、関連規定・指針などで定められており、今後、日本診療放射線技師会においても検討が必要であると考えられる。

世界診療放射線技師会では、倫理綱領に人種や国籍、民族に関する医療の非差別や平等提供についての記載があり、今後、国際化が進む上で必要と考える。

## 緒 言

集団・団体の会員に求められる義務が記された行動規範、および倫理的法令遵守の方針を与えるための倫理綱領は学術団体や職能団体に存在し、医療職能団体をはじめ日本診療放射線技師会 (The Japan Association of Radiological Technologists : JART) にも存在する。また外国の団体にも制定されており、倫

理綱領 (Code of ethics) の文章とともにホームページを通じて閲覧可能である。それらは倫理綱領の下で当為の正当化として取り扱われ、専門的な知識や技術の社会的意義の下で確認・制定されている場合が多い。医療行為・弁護活動・学術研究などは、社会において価値が認められる知識や技術であり、それ故その専門性を発揮できる立場には特別な使命や義務が課されると解釈される。医師においては古くから「ヒポクラテスの誓い」(The Oath of Hippocrates) によって職責に伴う使命や理念などが定められているが、そのみならず日本の医師を会員とする職能団体である日本医師会 (Japan Medical Association : JMA) でも独自に倫理綱領が定められている。

当然、日本における診療放射線技師の職能団体である JART でも綱領が定められている。

Hiraku Kawamura<sup>1),2)</sup>, Hiroe Muto<sup>1)</sup>,  
Masaki Hiramatsu<sup>1)</sup>, Satoshi Nakanishi<sup>1)</sup>,  
Kanae Matsuura<sup>1)</sup>

1) The Japan Society of Education for Radiological Technologists

2) Gunma Prefectural College of Health Sciences

Received November 21, 2018; accepted March 29, 2019

現代医療においては、チーム医療をキーワードに他職種連携に関する授業科目の開設をはじめ、他職種医療連携教育の一環として各医療職種の倫理綱領等を学習する機会も存在すると考える。その場合に、教育のベースとなるのが各職能団体の倫理綱領であると考え

る。  
本研究では、他職種の倫理綱領を調査し、診療放射線技師として必要な綱領およびJARTの綱領に追加・加筆すべき項目・内容について検討するとともに、世界診療放射線技師会（International Society of Radiographers and Radiological Technologists：ISRRT）で定められている倫理綱領（Code of ethics）を調査し、必要な項目・内容について検討することを目的とする。

## 方法および結果

研究方法として、他職種およびISRRTの倫理綱領を調査し、診療放射線技師にとって必要な倫理綱領について検討した。

### a. 現在の日本診療放射線技師会における倫理綱領<sup>1)</sup>

現在、JARTではホームページを通じて以下（英文省略）の5項目を倫理綱領として掲示している。

1. わたくしたちは、医療を求める人々に奉仕します。
1. わたくしたちは、チーム医療の一員として行動します。
1. わたくしたちは、専門分野の責任をまっとうします。
1. わたくしたちは、人々の利益のために、常に学習します。
1. わたくしたちは、インフォームド・コンセントを尊重し、実践します。

### b. 他医療職種職能団体の倫理綱領

本研究調査では、JMA・日本歯科医師会（Japan Dental Association：JDA）・日本薬剤師会（Japan Pharmaceutical Association：JPA）・日本看護協会（Japanese Nursing Association：JNA）・日本理学療法士協会（Japanese Physical Therapy Association：JPTA）の倫理綱領等を調査する。

#### b-1. 日本医師会による倫理綱領<sup>2)</sup>

平成12年に医の倫理綱領として以下を定めている。

1. 医師は生涯学習の精神を葆ち、つねに医学の知識と技術の習得に努めるとともに、その進歩・発展に尽

くす。

2. 医師はこの職業の尊厳と責任を自覚し、教養を深め、人格を高めるように心掛ける。
3. 医師は医療を受ける人びとの人格を尊重し、やさしい心で接するとともに、医療内容についてよく説明し、信頼を得るように努める。
4. 医師は互いに尊敬し、医療関係者と協力して医療に尽くす。
5. 医師は医療の公共性を重んじ、医療を通じて社会の発展に尽くすとともに、法規範の遵守および法秩序の形成に努める。
6. 医師は医業にあたって営利を目的としない。

JMAでは「学習の継続」「責任自覚」「患者に対する人格尊重」「他医療職種との協力」「社会発展への協力」「業務の営利関連性の否認」の主に6項目を定めている。この他、JMAでは平成25年に「日本医師会綱領」も別途定めており、平成28年度に「医師の職業倫理指針 第3版」を出版・公表している。

医師や歯科医師は開業などにより医業を実施できるが、その際、営利目的には実施しないことも綱領に明記されている。

#### b-2. 日本歯科医師会による倫理綱領<sup>3)</sup>

JDAでは、倫理綱領において次のように定めている。

- 一、専門職として歯科医学と歯科医療の発展のために尽くし、医療倫理の実践に努める。
- 一、専門職であることを念頭に、法を遵守し適切な説明を行い、常に愛情を持って患者のために社会的使命を果たすように努める。
- 一、自己の知識、技術、経験を社会のために提供し、社会福祉および国民の健康向上のために努める。

3項目で、「歯科医療発展に対する尽力」「法遵守」「社会福祉および国民の健康向上への寄与・貢献」の他、「知識・技術の向上」を定めている。歯科医療では病院に比べて少人数のスタッフによる歯科診療所の数が多く、チーム医療については述べていない。

この他、平成17年に「信頼される歯科医師Ⅱ 歯科医師の職業倫理」も定められ、その中の「日本歯科医師会倫理規範」などでも「基本精神」「遵守事項」などの細目が記載されている。

#### b-3. 日本薬剤師会による倫理綱領<sup>4)</sup>

昭和48年10月に制定された薬剤師綱領を以下に示す。

一、薬剤師は国から付託された資格に基づき、医薬品の製造、調剤、供給において、その固有の任務を遂行することにより、医療水準の向上に資することを本領とする。

一、薬剤師は広く薬事衛生をつかさどる専門職としてその職能を発揮し、国民の健康増進に寄与する社会的責務を担う。

一、薬剤師はその業務が人の生命健康にかかわることに深く思いを致し、絶えず薬学、医学の成果を吸収して、人類の福祉に貢献するよう努める。

主に「医療水準向上・国民の健康増進への寄与、福祉への貢献」「法令遵守」を挙げている。さらには昭和43年に制定された「薬剤師行動規範」の改定を平成9年および平成30年に行っている。その内容としては、「患者の自己決定権の尊重」「守秘義務」「学術発展への寄与」「職能の基準の継続的な実践と向上」「国民の主體的な健康管理への支援」といった倫理綱領に準じた内容の他に「最善義務努力」「差別の排除」「医療資源の公正な配分」という新たなキーワード・項目を盛り込みつつも、内容についての詳細な解説を付している。

#### b-4. 日本看護協会による倫理綱領<sup>5)</sup>

平成15年に「看護者の倫理綱領」として以下を制定している。

1. 看護者は、人間の生命、人間としての尊厳及び権利を尊重する。
2. 看護者は、国籍、人種・民族、宗教、信条、年齢、性別及び性的指向、社会的地位、経済的状态、ライフスタイル、健康問題の性質にかかわらず、対象となる人々に平等に看護を提供する。
3. 看護者は、対象となる人々との間に信頼関係を築き、その信頼関係に基づいて看護を提供する。
4. 看護者は、人々の知る権利及び自己決定の権利を尊重し、その権利を擁護する。
5. 看護者は、守秘義務を遵守し、個人情報の保護に努めるとともに、これを他者と共有する場合は適切な判断のもとに行う。
6. 看護者は、対象となる人々への看護が阻害されているときや危険にさらされているときは、人々を保護し安全を確保する。
7. 看護者は、自己の責任と能力を的確に認識し、実施した看護について個人としての責任をもつ。
8. 看護者は、常に、個人の責任として継続学習による能力の維持・開発に努める。
9. 看護者は、他の看護者及び保健医療福祉関係者と

ともに協働して看護を提供する。

10. 看護者は、より質の高い看護を行うために、看護実践、看護管理、看護教育、看護研究の望ましい基準を設定し、実施する。
11. 看護者は、研究や実践を通して、専門的知識・技術の創造と開発に努め、看護学の発展に寄与する。
12. 看護者は、より質の高い看護を行うために、看護者自身の心身の健康の保持増進に努める。
13. 看護者は、社会の人々の信頼を得るように、個人としての品行を常に高く維持する。
14. 看護者は、人々がよりよい健康を獲得していくために、環境の問題について社会と責任を共有する。
15. 看護者は、専門職組織を通じて、看護の質を高めるための制度の確立に参画し、よりよい社会づくりに貢献する。

日本看護協会では、「人間の権利尊重および平等の看護提供」「守秘義務遵守」「患者に対する人格尊重」「他医療職種との協働」「看護実践・看護管理・教育の実施」「個人の品行維持」「社会貢献」などの15項目を定め、前文および解説を付加している。

#### b-5. 日本理学療法士協会による倫理綱領<sup>6)</sup>

平成30年に職業団体として倫理綱領を以下に制定している。

- 一、理学療法士は、全ての人の尊厳と権利を尊重する。
  - 一、理学療法士は、国籍、人種、民族、宗教、文化、思想、信条、家柄、社会的地位、年齢、性別などにかかわらず、全ての人に平等に接する。
  - 一、理学療法士は、対象者に接する際には誠意と謙虚さを備え、責任をもって最善を尽くす。
  - 一、理学療法士は、業務上知り得た個人情報についての秘密を遵守し、情報の発信や公開には細心の注意を払う。
  - 一、理学療法士は、専門職として生涯にわたり研鑽を重ね、関係職種とも連携して質の高い理学療法を提供する。
  - 一、理学療法士は、後進の育成、理学療法の発展ならびに普及・啓発に寄与する。
  - 一、理学療法士は、不当な要求・収受は行わない。
  - 一、理学療法士は、国際社会の保健・医療・福祉の向上のために、自己の知識・技術・経験を可能な限り提供する。
  - 一、理学療法士は、国の動向や国際情勢を鑑み、関係機関とも連携して理学療法の適用に務める。
- 内容としては「人権尊重」「守秘義務」「研鑽・発展」

「他医療職種との協力」「業務の営利関連性否認」などがある。また倫理綱領の他に理学療法業務指針・理学療法士ガイドライン・職業倫理ガイドラインがあり、詳細が記されている。この中には、診療や相談指導の際に引き受ける義務としての「応召義務」や「ハラスメント防止」「後進育成」も記されている。ちなみに「応召義務」については、JMAやJDA、JPAについても各種規範などに明記されている。

上記、他医療職種5団体およびJARTにおける倫理綱領・倫理規定など、その関連項目に記載されている項目をまとめたものをTable 1に示す。

### c. ISRRT倫理規程<sup>7), 8)</sup>

日本診療放射線技師会も加盟しているISRRTのホームページに倫理規程 (Code of ethics) が記載されており、「Duties to patients: 患者に対する義務」「Duties to health professionals: 医療専門職に対する義務」「Duties to society: 社会に対する義務」「Duties to the environment: 環境に対する義務」「Duties to one-self: 自分自身に対する義務」の項目ごとに記されている。

各項目では患者の権利・利益優先、個人情報保護、インフォームド・コンセントの実施、人種・国籍・民族によらない医療の提供の他、ALARA (As Low As Reasonably Achievable) の原則なども明記されている。

「自分自身に対する義務」では、生涯学習による職務基準の向上、職務上の利益相反の発生防止、研究文化促進、法令遵守などが定められている。

## 考 察

### a. 他医療職種職能団体の倫理綱領を踏まえた考察

現代社会は、厳しい社会情勢・情報公開の中で、職業倫理の遵守がいっそう求められる時代になった。特に国内では情報社会が進み、多様化・少子高齢化などの状況に合わせて、今後さまざまな人に医療を提供する必要が生じる。医療従事者に関しては、病める人間に対する医療提供という面で、患者に対する適切な態度や振る舞い方が必要とされる。その根幹を成すのが各医療職関連団体、いわゆる職能団体における倫理綱領といえる。文言は難しいものも一部あるが、内容は決して難しいものではなく、さまざまな内容を含括して簡素な言葉で表現・記載されている。

Table 1は、JARTも含めた6医療職種の倫理綱領をまとめたものである。

シンプルな倫理綱領の場合もあるが、その場合には綱領の文言に対する「解説」を付していたり、綱領の他に規定や指針を別途定め、その中で項目を追加していたりする。文言については時代にそぐわない場合も出てくるため、必要に応じて見直し、場合によっては10年単位で追加・修正が必要だと考えられる。JARTを除く5医療職種の綱領などを調査した結果、規定や解説を綱領と同じタイミングで制定あるいは公表している場合は少なく、綱領の策定、解説や規定・指針の追加制定、見直し・修正などを適宜実施する機会が多く見受けられる。今後、JARTで倫理綱領などの見直しをする機会があるとすれば、文言・解説の追加検討(法令遵守の項目)、指針等策定などの必要性について

Table 1 List of contents in the Code of Ethics for medical professional organizations. Triangle indicates that the contents is mentioned in related documents as provisions and guidelines.

	JART	JMA	JDA	JPA	JNA	JPTA
Serve and contribute to patients	○	○	○	○	○	○
Respect other medical occupations	○	○		△	○	△
Occupational liability / duty to contribute to society (including confidentiality obligation)	○	○	△	○	○	○
Self-study / vocational development	○	○	○	○	○	○
Accountability	○	○	○	△	○	△
Compliance		○	○	△	○	△
Non-profit purpose		○	△	○		

JART : Japan Association of Radiological Technologists  
 JMA : Japan Medical Association  
 JDA : Japan Dental Association  
 JPA : Japan Pharmaceutical Association  
 JNA : Japanese Nursing Association  
 JPTA : Japanese Physical Therapy Association

の検討をすべきと考える。加えて、診療放射線技師は医療職種の中でも特に高度医療に貢献し、高性能な診断装置・治療機器を使用することから、「高度医療への貢献」などを倫理綱領や規定などに含めると診療放射線技師の独自性を表現できると考える。

#### b. ISRRT 倫理規程などを踏まえた考察

ISRRTではホームページで倫理規程を公表している。「患者に対する義務」では、個人情報保護（機密情報漏洩防止）の他、「人種、国籍または民族、色、性別、性的指向、宗教または政治的所属、年齢、病気のタイプ、精神的または身体的能力に対する差別撤回」などを記載しており、国際化に伴い、JARTでもこのような文言が必要であるか検討してもよいと考える。さらには和文のみならず、ホームページなどでの英文公表により国際化対応能力もアピールできる可能性もある。

## 結 論

養成教育の充実および診療放射線技師の将来的発展

に向けた、倫理綱領策定などに関する検討を行った。5医療職種の綱領調査および比較では、若干の差があるものの基本事項は同様で、綱領に記載していない内容については規定や指針を別途策定している状況であった。法令遵守の項目なども追加検討する必要がある。

ISRRTにおけるCode of ethicsの調査も行った。今後、グローバル化が進み、国内の診療放射線技師も対応できるようにするためには、人種や国籍、民族に関する医療の平等提供に関する文言追加についても検討すべきと考える。

## 謝 辞

本研究を進めるに当たり、資料の準備にご協力いただいた首都大学東京大学院生の長又 新氏に、心より感謝申し上げます。

本研究報告は、平成29年度日本診療放射線技師会委託研究費により実施した研究であり、研究成果を第34回日本診療放射線技師学術大会において報告した。

## 表の説明

Table 1 6医療職能団体ににおける倫理綱領の該当項目一覧

## 参考文献

- 1) 日本診療放射線技師会：綱領。  
<http://www.jart.jp/profile/gaitou.html>
- 2) 日本医師会：医の倫理綱領。  
<https://www.med.or.jp/doctor/member/000967.html>
- 3) 日本歯科医師会：歯科医師の倫理綱領。  
<https://www.jda.or.jp/jda/about/rinri.html>
- 4) 日本薬剤師会：薬剤師綱領。  
<http://www.nichiyaku.or.jp/assets/uploads/about/kouryo20180226.pdf>
- 5) 日本看護協会：看護者の倫理綱領。  
<https://www.nurse.or.jp/nursing/practice/rinri/rinri.html>
- 6) 日本理学療法士協会：倫理綱領。  
<http://www.japanpt.or.jp/upload/japanpt/obj/files/about/rinrikouryo.pdf>
- 7) ISRRT: Code of Ethics.  
<https://www.isrtr.org/code-ethics>
- 8) 公益社団法人日本診療放射線技師会 倫理委員会：ISRRT 倫理規定。日放技誌、64、1614-1618、2017。